

国立市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

国立市地域公共交通計画策定調査業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、今後の国立市地域公共交通計画の策定に向けて、国立市内の公共交通の現状分析を行った上で、市民の移動に関する調査、交通に関する問題・課題の整理を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1、仕様書「11 業務内容」を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日～令和8年3月19日

2 見積り限度額

7,612,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式による。

4 選定スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和7年4月22日（火）
参加申込受付締切	令和7年5月8日（木）
参加資格審査結果通知書送付	令和7年5月13日（火）
質問受付締切	令和7年5月16日（金）
質問回答	令和7年5月23日（金）
企画提案書提出締切	令和7年5月29日（木）
第一次審査（書類審査）結果通知	令和7年6月5日（木）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年6月13日（金）
第二次審査結果通知	令和7年6月25日（水）
契約締結	令和7年6月下旬～7月上旬

5 参加資格要件

申込時において、次に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 国立市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 9 月国立市訓令(甲)第 37 号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人およびその役員が、国立市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月条例第 42 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項に誤りがないこと。
- (8) 本業務を確実に遂行できること。
- (9) 参加者は、単独企業とする。

6 参加申込方法

本プロポーザルの参加申込方法は以下のとおり。

- (1) 提出期限
令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出先
「14 問合せおよび書類の提出先」のとおり。
- (3) 提出方法
持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- (4) 提出書類
ア. 参加申込書（様式 1）
イ. 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）
ウ. 事業者概要（様式 2）
- (5) 提出部数
各 1 部
- (6) 参加資格審査結果の通知
提出資料をもとに参加資格の審査を行い、令和 7 年 5 月 13 日（火）までに、参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

7 質問の受付および回答

本プロポーザルに関して確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式3）を提出すること。

（1）質問期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで

（2）提出方法

質問書（様式3）を電子メールにて提出する。

※電話や口頭での質問には回答しない。

（3）質問先

「14 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

（4）質問への回答方法

令和7年5月23日（金）までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せた上で、国立市ホームページにて公表する。なお、提出期限を過ぎた質問については回答しないので注意すること。

8 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時まで

（2）提出書類

書類	様式	備考
ア 事業者情報等について	様式4	
イ 業務実績調書	様式5	対象の実績がない場合は、提出不要。
ウ 業務実施体制	様式6	
エ 企画提案書	様式自由	別紙2「企画提案書作成要領」参照。
オ 見積書	様式自由	※宛名は「国立市長」とすること。 ※正本のみ代表者印等を押印すること。 ※消費税及び地方消費税を含む金額とすること。 ※見積もりの内訳を添付すること。

（3）提出方法

持参または郵送にて提出する。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

（4）提出部数

（2）提出書類のア～オをそれぞれ以下の部数を提出する。

紙：正本1部、副本7部

電子媒体（DVD-R または CD-R）：正本1ファイル、副本1ファイル

※副本においては、事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴなど）を記載しないこと。

（５）提出先

「14 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

9 情報公開及び情報の提供

国立市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。

なお、契約候補者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

10 候補者決定方法

国立市職員で組織する国立地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、契約候補者を選定する。

（１）一次審査（書類審査）

ア．参加資格を有すると判断された事業者が５者以上の場合、企画提案書による書類審査を行う（４者以下の場合、対象事業者全員が二次審査に参加する）。

イ．書類審査の対象となる事業者が５者以上の場合、一次審査（書類審査）の評価点が高い順に二次審査（プレゼンテーション）に参加できる４者を決定する。

（２）二次審査（プレゼンテーション）

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーションを実施する。

ア．日 時 令和７年６月１３日（金）

イ．場 所 国立市役所会議室

※日時・場所等の詳細については別途連絡する。

ウ．選 定 者 審査委員会

エ．時 間 １者あたり５０分程度（プレゼンテーション４０分程度、質疑応答１０分程度）

オ．内 容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション

カ．留意事項

- ・ 当日の出席者は５名以内とする。
- ・ プレゼンテーションは原則として本業務を担当する予定の者が行うこと。なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。
- ・ 資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、改めて資料等を用意する必要はない。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。
- ・ パソコン等を使用する場合には、国立市がプロジェクターおよびスクリーンを用意する。パソコンおよびその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意しプレゼンテーション当日に持参するものとする。（パソコン等を使用

してプレゼンテーションを行う場合でも、事前に提出した企画提案書と同内容とする。)

- ・ 市は、提案説明および質疑応答についての音声を録音する。

(3) 審査基準等について

審査基準に基づき、一次審査及び二次審査の合計点で評価を行い、審査委員の総合合計点が最も高かった者を契約候補者として特定する（参加資格を有すると判断された事業者が4者以下の場合も一次審査の点数を算出した上で、総合合計点を算出する）。この場合において、総合合格点が同じ者が2者以上ある場合には、二次審査の得点のみで合計点が高い者を契約候補者とし、それでもなお特定できない場合は、くじにより決定する。

(4) 審査結果について

最終的な審査結果については、二次審査の日から6月25日（水）までに全ての参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで契約候補者のみ公表する。

1 1. 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下のとおり契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合または国立市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容および金額

最終的な契約内容および金額については、契約候補者と国立市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※提案内容および見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、別紙1の仕様書をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(4) 提案内容

提案資料および提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

1 2 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参加資格を有していないことが判明した場合

- (5) 提出された見積金額が国立市の見積限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は、国立市情報公開条例に基づく情報開示請求があった場合には開示の対象文書となる。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施要領およびその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。

1 4 問合せおよび書類の提出先

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

国立市 都市整備部 道路交通課 交通係 (担当) 伊佐

電話番号：042-576-2111 (内線) 355・356

Eメールアドレス： sec_kotu@city.kunitachi.lg.jp

ホームページ： <https://www.city.kunitachi.tokyo.jp>